

○埼玉県浦和競馬組合個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年3月16日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護に関し必要な事項)

第2条 個人情報保護に関し必要な事項については、個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年埼玉県条例第50号。以下「埼玉県条例」という。)の例による。

(例による場合の技術的読替え)

第3条 第2条の規定により埼玉県条例の例による場合においては、次の表の左欄に掲げる埼玉県条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2項	県の執行機関、警察本部長、公営企業管理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人	管理者、監査委員
第5条第1項及び第3項、第12条第1項及び第4項並びに第19条	知事	管理者
第5条第2項第3号	当該実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。)	当該実施機関の職員
第18条	実施機関(県が設立した地方独立行政法人を除く。)	実施機関
第19条	各実施機関(法第13条及び第14条に係る事項については、県の執行機関(事業者が個人情報取扱事業者等に該当するとしたならば、法第170条の規定により法に規定する個人情報保護委員会	各実施機関

	の権限及び法第150条第1項又は第4項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされる執行機関をいう。))	
--	---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(例による場合の技術的読替え)

第2条 埼玉県条例の附則の規定の例による場合においては、次の表の左欄に掲げる埼玉県条例附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第3条第1項	埼玉県個人情報保護条例 (以下「旧個人情報保護条例」という。)第10条	埼玉県浦和競馬組合個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第9条
附則第3条第1項第1号	職員(県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下この号及び第3項第1号において同じ。)	職員
附則第3条第2項	第15条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項	第16条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項又は第37条第1項若しくは第2項
附則第3条第6項	埼玉県個人情報保護条例	埼玉県浦和競馬組合個人情報保護条例
附則第4条	附則第7条の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年埼玉県条例第17号)第2条第1項の規定により県に置かれた埼玉県個人情報保護審査会	旧個人情報保護条例第42条の規定に基づき設置された埼玉県浦和競馬組合個人情報保護審査会